

## 資料編

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31

## 1. 京都府水道用水供給事業の概要

- ・事業概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 64
- ・事業経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 66
- ・水源確保と施設整備・・・・・・・・・・・・・・・・P 67
- ・府営水道施設の位置図・・・・・・・・・・・・・・P 68
- ・府営水道3浄水場の浄水フローチャート・・・・・・・・P 69
- ・府営水道施設と受水市町施設の水位高低図・・・・・・・・P 70
- ・府営水道料金の概要と推移・・・・・・・・・・・・P 72
- ・組織図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 77

## 2. 受水市町の基本情報

- ・受水市町の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・P 78
- ・受水市町別の受水割合の推移・・・・・・・・・・・・P 98
- ・建設負担水量に対する実供給水量の割合・・・・・・・・P 99

## 3. 本編関連資料

- ・第1章-2 第1次ビジョンの取組状況・・・・・・・・P 100
- ・第1章-4 ビジョンの策定に当たって・・・・・・・・P 110
- ・第3章-1 (1) 府営水道の過去の事故事例・・・・・・・・P 112
- (2) 液状化マップ及び管種の耐震適合性・・・・・・・・P 114
- ・第3章-3 (1) 宇治川、木津川、桂川浸水想定区域図・・・・・・・・P 116
- (2) 広域水運用 ～主な実績～・・・・・・・・P 117
- ・第4章-4 広域化・広域連携への参画例・・・・・・・・P 119
- ・第5章-1 (1) 水道事業ガイドラインに基づく業務指標の推移・・・・・・・・P 120
- (2) 住民意識調査の結果・・・・・・・・・・・・P 126

## 4. 用語の解説・・・・・・・・・・・・・・・・P 128

# 1. 京都府水道用水供給事業の概要

## 事業概要

### 広域的水道整備計画

京都府では、昭和30年代から人口が急激に増加し市町の自己水源だけでは水道水の安定供給が困難になってきたことから、京都府南部地域の市町に対して水道用水供給事業を行ってきました。

その後、水道を取り巻く諸課題に対する水道の対応のあり方について、昭和52年の水道法改正により広域的水道整備計画に関する規定が設けられ、水道の広域化を基本的な方向の一つとして示されました。

京都府では、関係市町村からの要請を受けて、昭和60年度に京都市を除く府南部地域の17市町村(現15)を圏域とした「京都府南部地域広域的水道整備計画」を策定し、その中で、「京都府水道用水供給事業」を根幹的施設として位置付け、広域化(施設整備・水源の確保等)を推進しています。

### 京都府営水道事業の概要

昭和39年度以降、受水市町の要望に基づき、山城水道用水供給事業(以下「山城水道」という。)と第2山城水道用水供給事業(以下「第2山城水道」という。)を運営してきました。

	山城水道	第2山城水道
創設事業認可年月日	昭和36年12月28日	昭和46年3月31日
浄水場の名称	宇治浄水場	木津浄水場
一日最大給水量	96,000m <sup>3</sup> /日	24,000m <sup>3</sup> /日
給水対象団体 (給水開始年月)	城陽市 (昭和39年12月) 宇治市 (昭和40年6月) 久御山町 (昭和43年4月) 八幡市 (昭和43年7月)	木津川市 (昭和52年10月) (旧木津町域) 京田辺市 (昭和53年7月) 精華町 (昭和63年7月)
特徴	昭和30年代の人口急増に対して、自己水だけでは水道水の安定給水が困難となり府営水を導入	昭和40年代の大規模住宅団地計画に対して、自己水だけでは水道水の安定給水が困難となり府営水を導入

昭和60年代に入ると、関西文化学術研究都市(京田辺市・木津川市・精華町)の建設などによる水需要の増大が予測され、また、乙訓地域における地下水位の低下や地盤沈下等が深刻化してきたことから、このような事態に対応するため、「京都府南部地域広



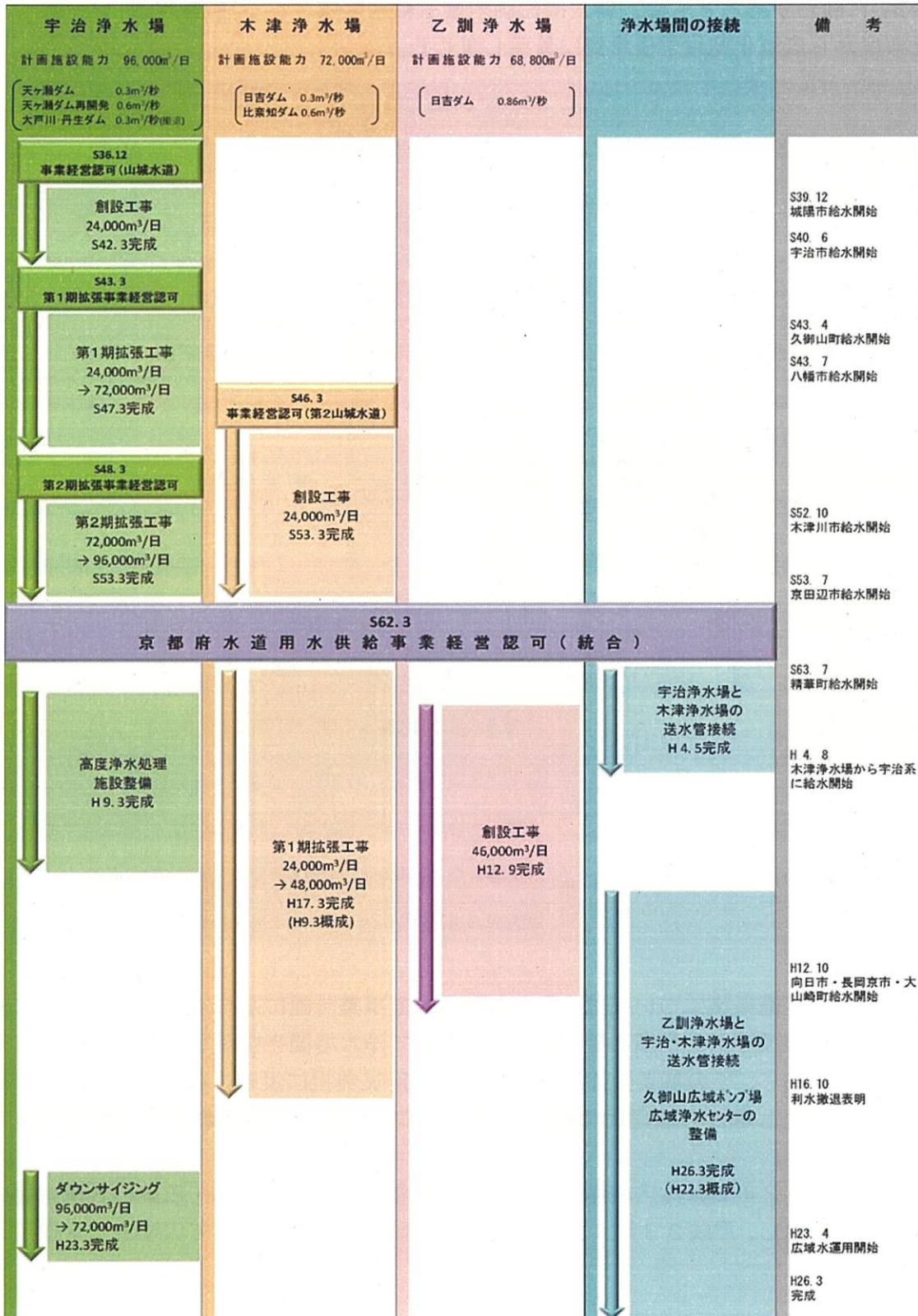
- 1 域的水道整備計画」が策定されました。
- 2 この計画に基づき、61年度に従来の山城水道と第2山城水道を「京都府水道用水供給事業」に統合するとともに、新たに乙訓地域も給水区域とする「府営水道」を設置し、
- 3
- 4 62年度から広域化施設整備事業に着手しました。

京 都 府 水 道 用 水 供 給 事 業				
条 例 上 の 名 称	京 都 府 営 水 道			
事 業 認 可 年 月 日	事業経営認可 昭和62年3月31日 変更認可 平成 3年3月30日 (宇治浄水場高度浄水処理施設の導入) 変更認可 平成 3年8月 1日 (乙訓浄水場取水位置の変更)			
浄 水 場 の 名 称	宇治浄水場	木津浄水場	乙訓浄水場	合計
浄 水 場 の 所 在 地	宇治市宇治下居	木津川市吐師医王寺	京都市西京区御陵	—
計 画 取 水 量	1.2m <sup>3</sup> /秒	0.9m <sup>3</sup> /秒	0.86m <sup>3</sup> /秒	2.96m <sup>3</sup> /秒
水 源 の 種 別	ダム湖水(天ヶ瀬ダム) (宇治川)	表流水 (木津川)	表流水 (桂川(保津川))	—
計 画 一 日 最 大 給 水 量 [ 現 状 ]	96,000m <sup>3</sup> /日 [ 72,000 ]	72,000m <sup>3</sup> /日 [ 48,000 ]	68,800m <sup>3</sup> /日 [ 46,000 ]	236,800m <sup>3</sup> /日 [ 166,000 ]
給 水 対 象 団 体 (給水開始年月)	城陽市(昭和39年12月) 宇治市(昭和40年6月) 久御山町(昭和43年4月) 八幡市(昭和43年7月)	木津川市(昭和52年10月) (旧木津町域) 京田辺市(昭和53年7月) 精華町(昭和63年7月)	向日市(平成12年10月) 長岡京市(平成12年10月) 大山崎町(平成12年10月)	10市町
事 業 の 内 容	浄水場の整備			
	宇治浄水場の高度浄水処理施設(平成8年度完了)			
	乙訓浄水場の新設46,000m <sup>3</sup> /日(平成12年度完了)			
	木津浄水場の第1期拡張24,000→48,000m <sup>3</sup> /日(平成16年度完了)			
浄水場間の接続 (連絡管の整備)	宇治浄水場と木津浄水場の送水管接続(平成4年度完了)			
	乙訓浄水場と宇治・木津浄水場の送水管接続(平成25年度完了)			

- 5
- 6 広域化施設整備事業については、受水市町の水道事業計画に基づく府営水道からの受
- 7 水量をもとに施設整備と水源の確保を行い、併せて浄水場間を接続して相互応援を可能
- 8 とするものであり、その事業費は水道料金として府民負担に反映されることから、水需
- 9 要の動向を考慮しながら段階的に整備を進めることによって水道料金の抑制を図って
- 10 きたところです。
- 11 なお、平成22年5月に広域浄水センターを設置し、宇治・木津・乙訓の3浄水場の
- 12 集中監視を開始し、平成23年4月から久御山広域ポンプ場を用いて広域的に水運用を
- 13 行っています。



# 事業経過



1

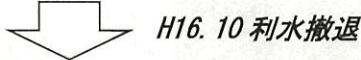
2

1  
2

**水源確保と施設整備**

**<水 源>**

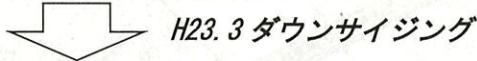
◇ 計画取水量 2.96 m<sup>3</sup>/秒に対して、必要時に短期間で確保できるものではないため、計画的にダム事業に参画し、3浄水場で2.96 m<sup>3</sup>/秒の水源を確保。



- ◇ 平成16年度に実施した将来の水需要予測の結果に基づき、3浄水場接続（広域水運用）を背景に、府営水道全体の水利権を一体として捉えることで、建設中ダムの大戸川ダム及び丹生ダムから得ている水利権（0.3m<sup>3</sup>/秒）を放棄し、将来的な負担（建設負担+毎年の管理負担）の増加を抑制。  
⇒ 宇治・木津・乙訓浄水場の合計：2.66 m<sup>3</sup>/秒
- ◇ なお、天ヶ瀬ダム再開事業が令和4年度に完成し、3浄水場全ての水利権が安定化。

**<施設能力（浄水場）>**

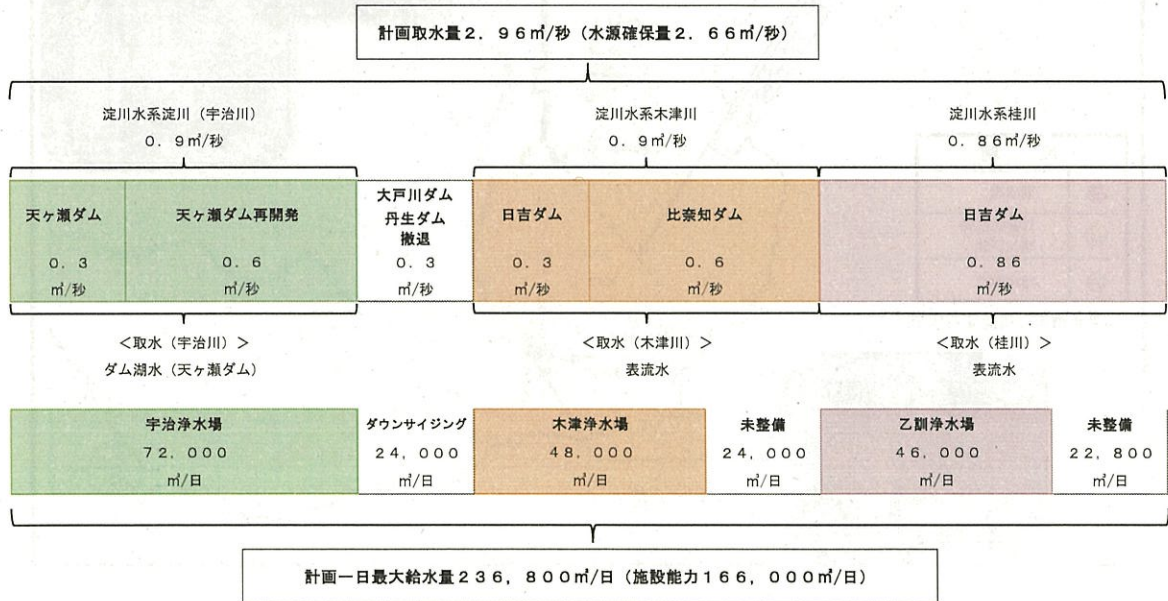
◇ 計画一日最大給水量 236,800 m<sup>3</sup>/日に対して、各受水市町の水需要の動向や府営水受水割合を十分に把握した上で段階的に施設整備を進め、3浄水場で190,000 m<sup>3</sup>/日の施設能力を確保。



- ◇ 平成15年度に実施した耐震診断の結果、宇治浄水場の耐震化が必要であることが判明。前述の大戸川ダム及び丹生ダムからの利水撤退を踏まえて、耐震補強によるダウンサイジング（△24,000 m<sup>3</sup>/日）を実施し、補強費用や将来的な負担（更新費用+維持管理費用）を縮減。  
・ 沈殿池：5系列補強（コンクリート増打によるダウンサイジング）  
・ ろ過池：4系列のうち3系列補強（1系列撤去ダウンサイジング）  
⇒ 宇治・木津・乙訓浄水場の合計：166,000 m<sup>3</sup>/日

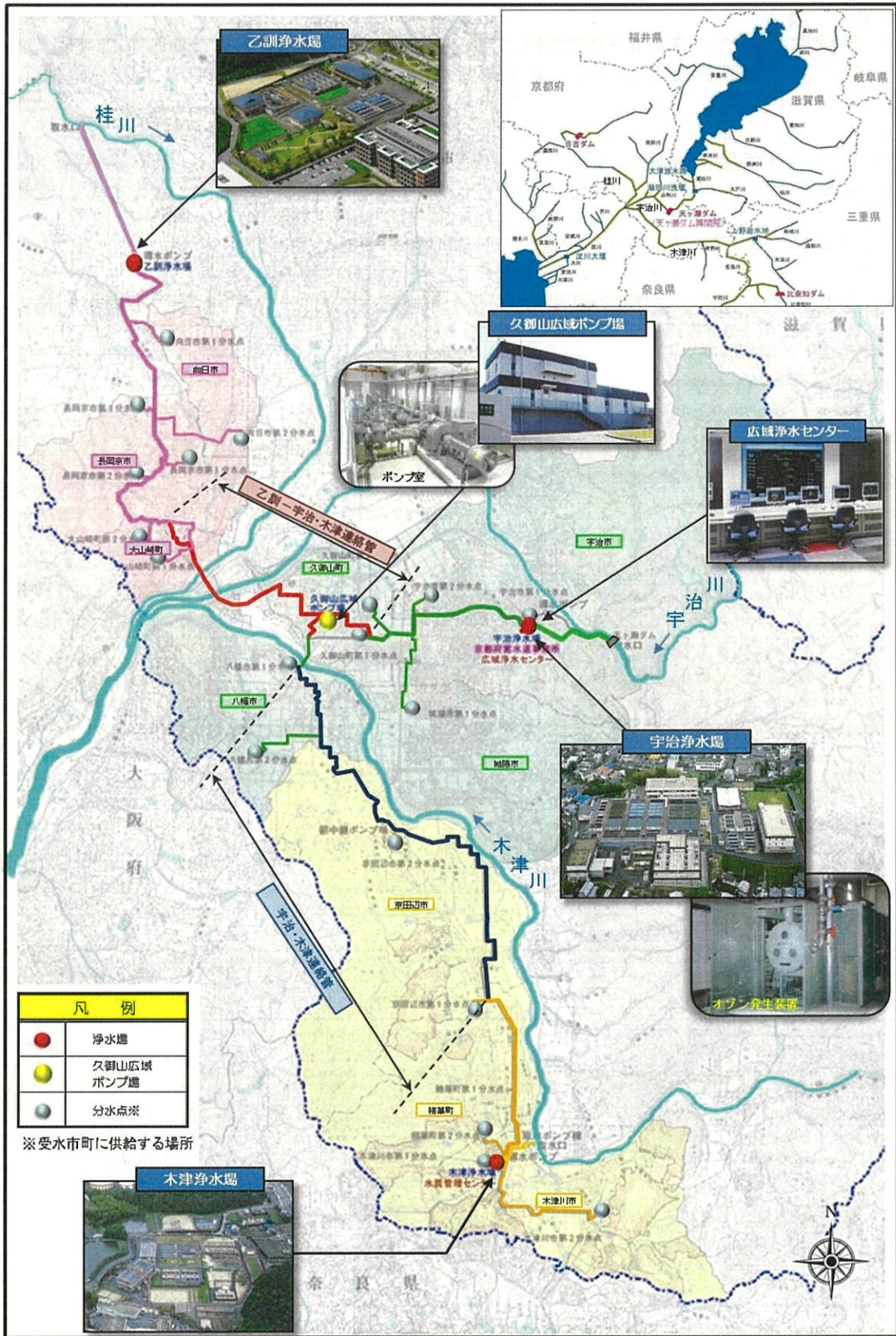
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16

**水源と施設能力の現状**



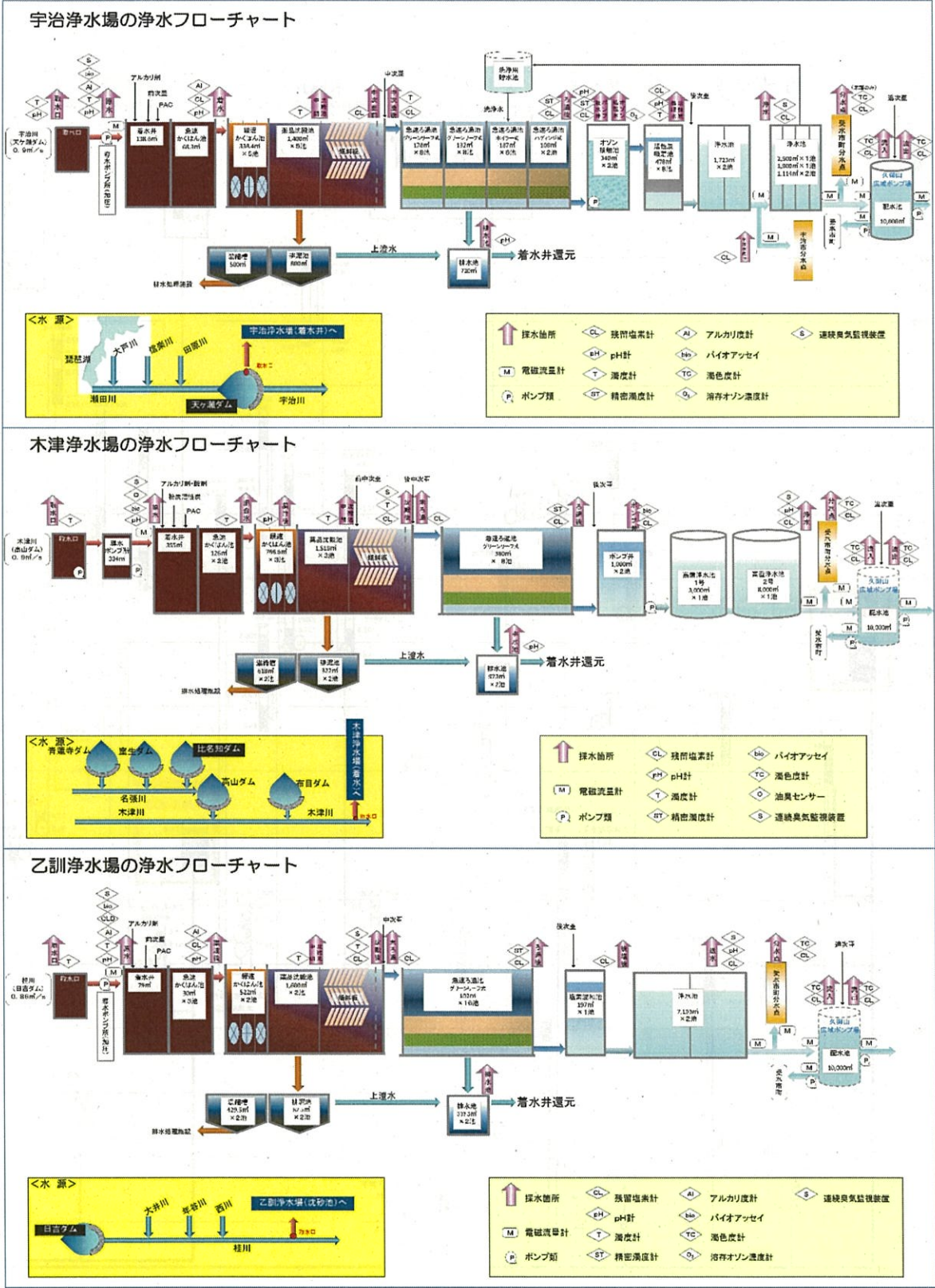


# 府営水道施設の位置図

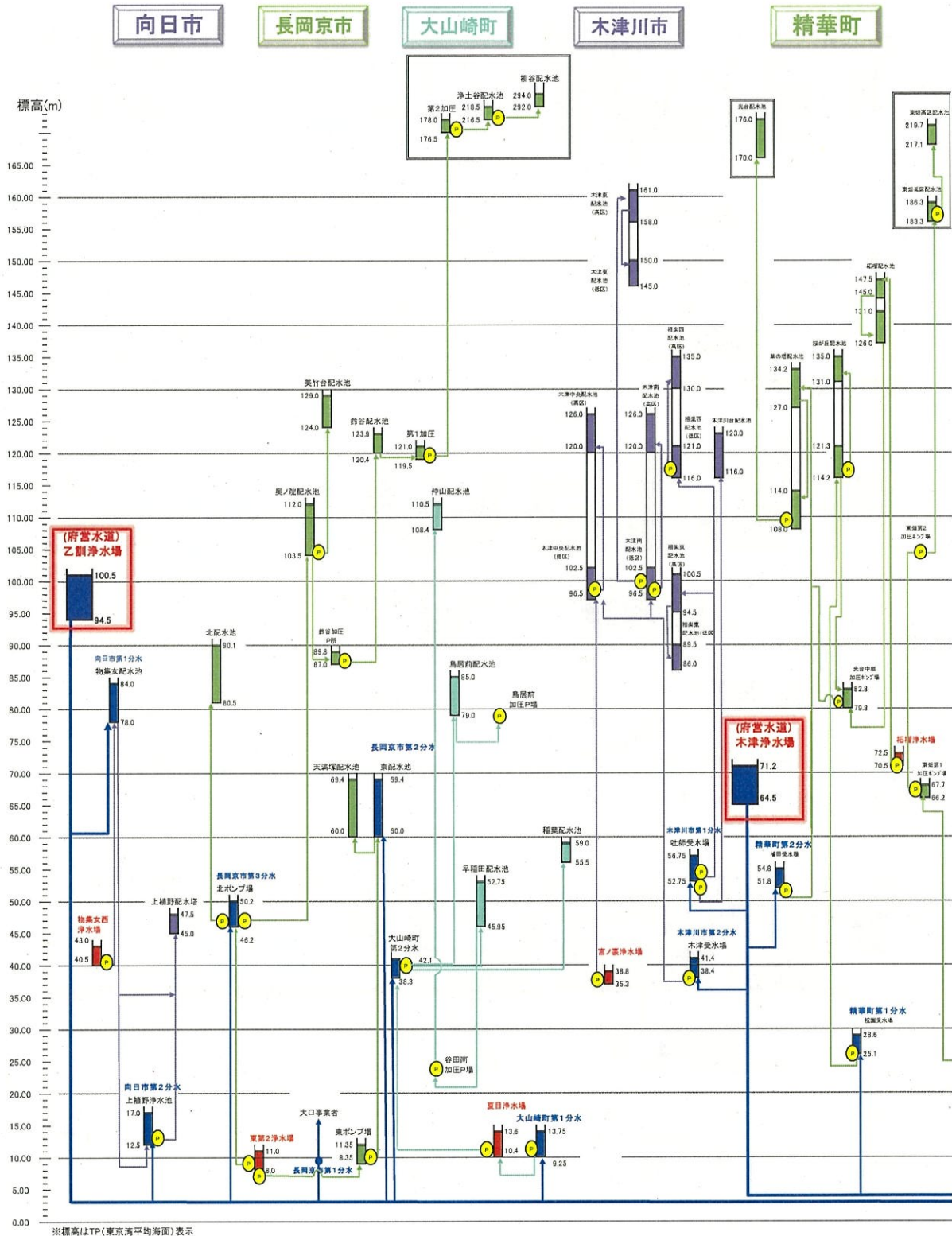




# 府営水道3 浄水場の浄水フローチャート



# 府営水道施設と受水市町施設の水位高低図





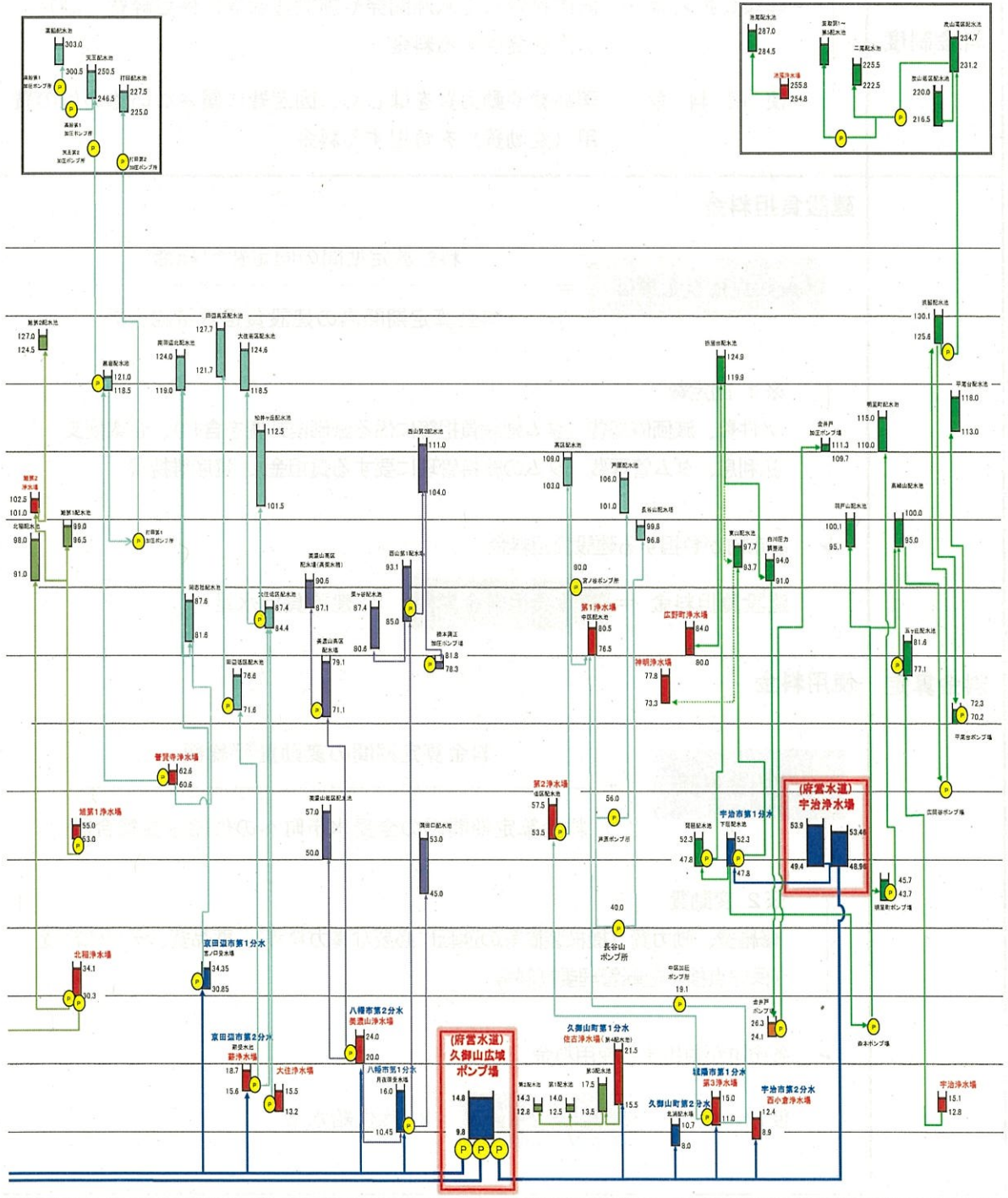
京田辺市

八幡市

久御山町

城陽市

宇治市



## 府営水道料金の概要と推移

1

2

### 府営水道料金の概要

料金制度	<p><b>二部料金制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設負担料金 … 既に投資した水源開発や施設整備等に係る経費（固定費）を負担する料金</li> <li>・使用料金 … 薬品費や動力費をはじめ、固定費に属さないその他の費用（変動費）を負担する料金</li> </ul>
	<p><b>建設負担料金</b></p> $\text{建設負担料金単価} = \frac{\text{料金算定期間の固定費}^{\ast 1} \text{総額}}{\text{料金算定期間内の建設負担水量総合計}}$ <p>〔 ※1 固定費 人件費、減価償却費（ダム建設負担等に係る減価償却費を含む）、企業債支払利息、ダム管理費（ダムの維持管理に要する負担金）、資産維持費 〕</p> <p>➤ 各市町が負担する建設負担料金</p> $\text{建設負担料金} = \text{建設負担料金単価} \times \text{建設負担水量}$
料金算定	<p><b>使用料金</b></p> $\text{使用料金単価} = \frac{\text{料金算定期間の変動費}^{\ast 2} \text{総額}}{\text{料金算定期間内の全受水市町への供給水量総合計}}$ <p>〔 ※2 変動費 修繕費、動力費（機械装置等の運転に必要な電力料等）、薬品費、その他経費（保守点検・運転管理委託料等） 〕</p> <p>➤ 各市町が負担する使用料金</p> $\text{使用料金} = \text{使用料金単価} \times \text{実供給水量}$

3



1  
2

**府営水道料金の推移**

(単価：円/m<sup>3</sup>・税込み)

期 間	宇治系 [宇治市、城陽市、 八幡市、久御山町]			木津系 [京田辺市、木津川市 (旧木津町)、精華町]			乙訓系 [向日市、長岡京市、 大山崎町]			経営審議会答申 (料金制度等に関する事項)
	基本	従量	超過	基本	従量	超過	基本	従量	超過	
S39.12.28 ～S50.12.31	—	14.14	—	—	—	—	—	—	—	S58.7 第1次提言 [料金格差の是正 料金算定方式の統一]
S51.1.1 ～S52.9.30	—	21.21	—	—	—	—	—	—	—	
S52.10.1 ～S54.3.31	—	32	—	52	22	200	—	—	—	
S54.4.1 ～S59.3.31	—	43	—	72			—	—	—	
S59.4.1 ～H4.9.30	—	49	—	76	31	232	—	—	—	
H4.10.1 ※1 ～H5.3.31	32	11	96	76	31	232	—	—	—	
H5.4.1 ～H9.3.31	35			77			256	—	—	
H9.4.1 ※1 ～H11.3.31	37	17	135	79	32	356	—	—	—	
H11.4.1 ～H12.9.30	43	19		86	39		100 暫定89	42	402	
H12.10.1 ～H16.3.31				92	36		251			
H16.4.1 ～H20.3.31				87	36		199			
H20.4.1 ～H23.3.31	43	19	147	75	36	218	77	36	255	
H23.4.1 ～H26.3.31	43	19	147	75	36	218	77	36	255	
H26.4.1 ※2 ～H27.3.31	41	18	140	71	34	208	73	34	243	
木津系・乙訓系 料金統一 ↓ (単価：円/m <sup>3</sup> ・税抜き)										
期 間	宇治系			木津・乙訓系						
	建設負担 料金	使用 料金	超過 料金	建設負担料金	使用料金	超過料金				
H27.4.1 ※1 ～H28.3.31	41	18	140	66	20	219				
H28.4.1 ～R2.3.31	44	20	164							
R2.4.1 ※1 ～R3.3.31	44	28	202	57	28	202				
R3.4.1 ※1 ～R4.3.31	50									
全水系 料金統一 ↓ (単価：円/m <sup>3</sup> ・税抜き)										
期 間	全水系									
	建設負担料金		建設負担料金		超過料金					
R4.4.1 ～R7.3.31	55		28		202					

※1：経過措置

※2：H26.4.1以降、税抜き表示に変更

3

1 > 京都府営水道事業経営懇談会提言及び京都府営水道事業経営審議会の答申  
2 (料金制度、料金体系に関する部分の抜粋)

3  
4 ● 第1次提言 (昭和58年7月)

5 「京都府営水道事業の経営のあり方及び施設整備の方向性についての提言」

6 < 2 府営水道事業の役割と課題 (2) 課題 ウ 水道料金の算定方法 p 8 >

7  
8 (略) 同一事業者が提供する同質のサービスの料金が地域によって異なるのは好ましくないと考  
9 えられる。したがって、両府営水道の接続が完了し、給水開始の年次を目途として料金算定方式  
10 を統一するなど、料金制度を根本的に見直し、両府営水道を調和のとれたものとするのが望ま  
11 れる。

12  
13 ● 第2次提言 (平成4年1月)

14 「京都府営水道事業の経営のあり方及び施設整備の方向性についての提言」

15 < 4 府営水道の課題 (5) 料金格差の是正 p 14 >

16  
17 (略) 木津・宇治接続に伴う2部料金制への料金体系の統一をはじめとして、今後は、水源費に  
18 係る公費負担の導入を図るなかで、段階的に是正する必要がある。

19  
20 < 5 早急に取組みを強化すべき事項 (5) 料金格差是正に向けてのプログラム作成 p 17 >

21  
22 料金格差是正は、料金体系の統一から具体的一步を踏み出すことになるが、乙訓浄水場系の供  
23 用開始を考慮に入れつつ、(略) 今後段階的に是正するための取り得る施策の検討を行うとともに  
24 に、格差是正に向けての具体的プログラムを作成すること。

25  
26 ● 第4次提言 (平成11年11月)

27 「京都府営水道事業の経営のあり方及び施設整備の方向性についての提言」

28 < 3 長期的な展望に立った府営水道事業のあり方 (2) 長期的な展望に立った府営水道事業の課題 p 11 >

29  
30 (略) 府営水道の浄水場間の料金格差については、(略) あまり大きな料金格差があることは望ま  
31 しくなく、少なくとも水源費については、その適正な負担のあり方を検討していく必要があると  
32 考える。

33  
34 ● 第7次提言 (平成22年11月)

35 「3 浄水場接続後の供給料金のあり方について」

36 < Ⅲ これからの府営水道のあり方について 1 取り組むべき課題 (1) 府営水道における受益と  
37 負担について ① 水源費について p 26 >

38  
39 (略) 格差が是正され、将来的に料金が平準化されることは、(略) 3 浄水場が一体となってより  
40 広域のかつ効率的な運営を進めていくためにも望ましいことであると考えている。

41 料金の平準化の問題については、(略) 3 浄水場系が一体となった運営を進めることが中長期的  
42 な観点から全ての浄水場系にとって有利であり、望ましいという共通の認識をもった上で段階的  
43 に進めることが現実的であると考えている。



1 <②基本水量のあり方について p 27>

2  
3 基本水量のあり方については、受水市町の自己水と府営水の配分割合などの点も含めて、その  
4 実態を精査するとともに、既投資部分の受益者負担という基本的な考え方は維持しつつも、(略)  
5 今後、慎重に検討することが必要と思われる。  
6

7 ● 第1次答申(平成26年11月)

8 「平成27年度以降の府営水道供給料金のあり方について」

9 <5 料金の試算に当たって(1)基本的な考え方 ①広域水運用システムを踏まえた受益と負担 p 8>

10  
11 (略)3浄水場接続により、現有施設をもとに全ての府営水道施設が一体となり、各施設が支え合  
12 いながら、3浄水場系間交互に府営水道が融通されるようになったことから、それを支える3浄水  
13 場の運営に係る経費を、受益を受ける受水市町全体で負担していくべきものであると考える。

14 (略)今後の水需要の減少や、更新負担の増大といった極めて厳しい状況の中で、府営水道が広域  
15 的で効率的な運営を行っていくためには、全ての費用を合算算定し、3浄水場系全体で支え合う料  
16 金体系とすることが望ましい。  
17

18 <7 建設負担料金の試算(6)次期料金における建設負担料金の負担のあり方 ①木津系・乙訓  
19 系の総コストの合算算定の導入 p 17>

20  
21 (略)木津系、乙訓系については、建設負担料金単価の差がなく、合算算定ができる状況となっ  
22 た。(略)料金水準の安定化を図る観点からも、木津系、乙訓系については、次期料金から総コス  
23 トの合算算定を導入、料金を統一していくことが望ましい。  
24

25 <9 建設負担水量の融通 p 21>

26  
27 (略)暫定的な水量の融通であれば、料金単価が同一である受水市町間では他の受水市町の負担  
28 のバランスに影響を与えないため可能である。(略)受水市町における水需要の増加を前提に、受水  
29 市町の自己努力では府営水道の活用に限界のある、建設負担水量が当該受水市町の一日最大給水量  
30 を上回る範囲内で、建設負担水量の融通を認めることが望ましい。  
31

32  
33 ● 第2次答申(令和元年12月)

34 「持続可能な府営水道事業のあり方について」

35 <2 令和2(2020)年度以降の府営水道の供給料金について(2)建設負担料金 イ建設負担料金の考え方 p 9>

36  
37 (略)建設負担料金の試算結果のとおり、宇治系と木津・乙訓系との料金単価の差が相当程度縮小  
38 していることから、これまでに示された課題解決の方向性に基づき、次期料金から全ての浄水場系  
39 を合算算定して料金統一することとする。3浄水場系の料金統一には、次のような意義がある。  
40  
41  
42

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9

- ✓ 3浄水場接続によって既に施設や水源が一体化し、相互に府営水が融通されている現状に合致すること
- ✓ 全ての浄水場系の経費を受水市町全体で負担することにより負担の平準化が図られ、料金水準の安定化につながる事
- ✓ 今後の厳しい事業環境の中、府営水道と受水市町が持続可能で効率的な経営を行っていくため、受水市町全体で支え合う体制であることが料金面でも明らかになること

10 <エ 建設負担料金の今後のあり方について p13>

11  
12  
13  
14

(略) 今後、水需要の減少と給水原価の上昇が見込まれる中、府営水道と受水市町全体での適正な施設整備のあり方の検討が必要である。こうした取組が進み、現在の受水割合や施設規模、配置の見直しが具体化していく中で、建設負担水量の見直しも合わせて検討すべきである。



組織図

令和4年4月1日 現在

